

益城町介護予防・日常生活支援総合事業について

平成27年の介護保険改正により、高齢者が要介護状態にならないように総合的に支援する「介護予防・日常生活支援総合事業」が創設され、平成27、28年度の移行期間を経て、平成29年度より全ての市町村で導入された。

益城町においても、平成29年度より、介護予防・日常生活支援総合事業を実施している。

➤ 「介護予防・日常生活支援総合事業」の特徴

◇ 大きく分けて『介護予防・生活支援サービス事業』と『一般介護予防事業』がある

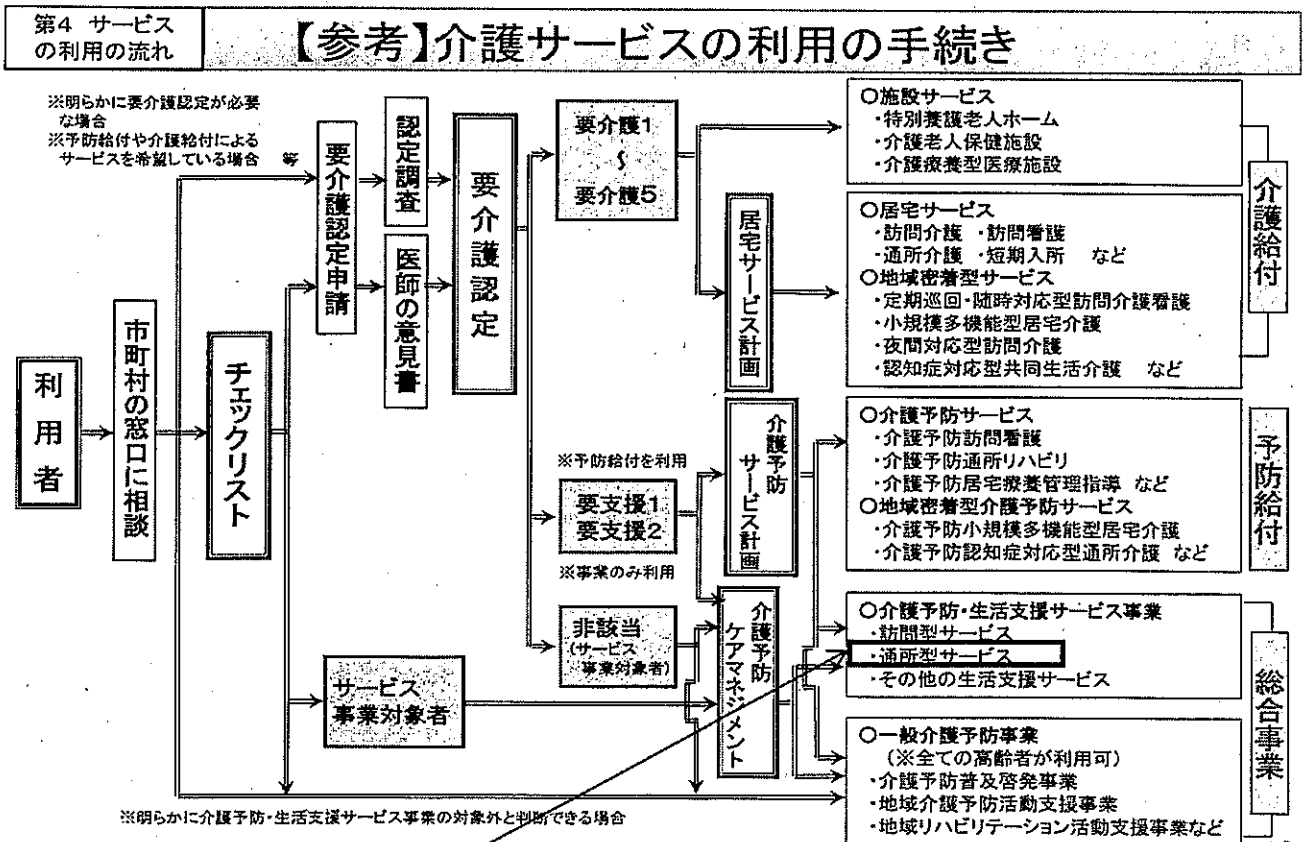
● 『介護予防・生活支援サービス事業』

平成27年の改正により介護保険から移行した要支援の介護予防給付の一部（訪問介護と通所介護）に、従来から市町村単位で実施していた介護予防事業とを同じ枠組みにしたもの

● 『一般介護予防事業』

市町村がすべての高齢者を対象として、高齢者の介護予防のために生活機能の改善や生きがいづくりを重視して実施する事業

◇ 介護保険制度の大きな枠組みの中の事業だが、要介護者や要支援者に対する全国一律の介護保険サービスと異なり、各市町村が主体となって行う事業（地域支援事業）の一つ。このため、サービスの運営基準や単価、利用料等は各市町村が独自に設定する。



益城町の独自事業として実施し、利用者から負担金を徴収しているのはこの一部

厚生労働省老健局振興課『介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン』より

介護（介護予防）サービス、介護予防・日常生活支援総合事業の負担割合

サービスにかかった費用	保険給付額（7～9割）				利用者負担（1～3割）
保険給付費 または 総合事業費 の負担割合	国庫	県費	町費	保険料	
				1号 (65歳以上)	2号 (40～65歳)
	25%	12.5%	12.5%	23%	27%
				50%	

益城町介護予防・日常生活支援総合事業の利用者負担割合について

通所型サービスA（はつらつ教室・保健福祉センター型）

運動教室の実施方法：集団 1回10人まで受け入れ 送迎なし 利用者ごと随時開始

1クール：6か月24回以内（週1回）

※利用者が1名の場合

		1月目	2月目	3月目	4月目	5月目	6月目	計
実施回数		4回	4回	4回	4回	4回	4回	24回
事業者への委託料	健康運動指導士派遣（1回13,000円） ※毎回運動の指導等を実施	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000	312,000
	理学療法士派遣（1回16,000円） ※1クールの開始時と終了時に評価を実施	16,000	0	0	0	0	16,000	32,000
	委託料計	68,000	52,000	52,000	52,000	52,000	68,000	344,000
利用者負担金（1名利用の場合）		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	6,000

※委託料に対する利用者の負担割合 $\text{利用者負担金} / \text{委託料計} = 0.0174 \neq 0.17\text{割}$

※利用者が最大の10名で、毎月利用者の誰かの評価がある場合

毎月、1クール開始者、修了者がいるため、評価実施する理学療法士が毎月1回は派遣されることになる。

		1月目	2月目	3月目	4月目	5月目	6月目	計
実施回数		4回	4回	4回	4回	4回	4回	24回
事業者への委託料	健康運動指導士派遣（1回13,000円） ※毎回運動の指導等を実施	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000	312,000
	理学療法士派遣（1回16,000円） ※1クールの開始時と終了時に評価を実施	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	96,000
	委託料計	68,000	68,000	68,000	68,000	68,000	68,000	408,000
利用者負担金（10名利用の場合）		10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	60,000

※委託料に対する利用者の負担割合 $\text{利用者負担金} / \text{委託料計} = 0.1471 \neq 1.47\text{割}$

※利用者が5名（H30年4月～H31年1月の10か月の平均者数）の場合

ほとんど毎月、1クール開始者、修了者がいるため、評価実施する理学療法士が直近6か月のうち月1回、5月派遣されていた。

		1月目	2月目	3月目	4月目	5月目	6月目	計
実施回数		4回	4回	4回	4回	4回	4回	24回
事業者への委託料	健康運動指導士派遣（1回13,000円） ※毎回運動の指導等を実施	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000	312,000
	理学療法士派遣（1回16,000円） ※1クールの開始時と終了時に評価を実施	16,000	16,000	16,000	16,000	0	16,000	80,000
	委託料計	68,000	68,000	68,000	68,000	52,000	68,000	392,000
利用者負担金（5名利用の場合）		5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	30,000

※委託料に対する利用者の負担割合 $\text{利用者負担金} / \text{委託料計} = 0.0765 \neq 0.77\text{割}$

通所型サービスC（はつらつ教室・事業所型）

運動教室の実施方法：個別 送迎あり

1クール：3か月24回以内（週1～2回）

◆地域包括支援センターが実施する介護予防ケアマネジメントで必要とされた方には、栄養指導も実施

※利用者1名あたり

		1月目	2月目	3月目	計
実施回数（週2回の場合）		8回	8回	8回	24回
事業者 への 委託料	ケアマネジメント料 （1クール期間中の継続的な評価）	30,000	0	0	30,000
	実施回数加算×4,000円 （1回あたり（送迎代込み））	32,000	32,000	32,000	96,000
	委託料計	62,000	32,000	32,000	126,000
利用者負担金		2,000	2,000	2,000	6,000

※委託料に対する利用者の負担割合 利用者負担金/委託料計 = 0.0476 ≠ 0.48割

◆栄養指導 委託料 通所型サービスC（はつらつ教室・事業所型）の運動教室に重ねて実施

1クール：3か月4回以内

※利用者1名あたり

		1月目	2月目	・・・	3月目	計
実施回数		1回	1回	1回	1回	4回
事業者への 委託料 （運動教室分に追加 で支払い）	ケアマネジメント料 （1クール期間中の継続的な評価）	30,000	0	0	0	30,000
	実施回数加算×2,000円 （1回あたり）	2,000	2,000	2,000	2,000	8,000
	委託料計	32,000	2,000	2,000	2,000	38,000
利用者負担金		1,000	0	0	0	1,000

※委託料に対する利用者の負担割合 利用者負担金/委託料計 = 0.0263 ≠ 0.26割

わくわく

通所型サービスC（笑食笑食教室（口腔機能の向上教室））

運動教室の実施方法：集団 1回10人まで受け入れ 送迎あり 複数名の利用者が同時に開始

1クール：4か月4回以内（月1回）

※利用者1名あたり

		1月目	2月目	3月目	4月目	計
実施回数		1回	1回	1回	1回	4回
事業者 への 委託料	ケアマネジメント料 （1クール期間中の継続的な評価）	30,000	0	0	0	30,000
	実施回数加算×4,000円 （1回あたり（送迎代込み））	4,000	4,000	4,000	4,000	16,000
	委託料計	34,000	4,000	4,000	4,000	46,000
利用者負担金		1,000	0	0	0	1,000

※委託料に対する利用者の負担割合 利用者負担金/委託料計 = 0.0217 ≠ 0.22割

介護給付費と通所型サービスA、Cの事業費との町財政負担の比較

◆平成30年12月サービス利用分 介護給付費（居宅サービスのみ）

<参考>

		要支援1又は2の合計			要介護1～5の合計
		予防給付費	総合事業費	計	
訪問サービス計	給付費	1,543,068	1,718,622	3,261,690	20,324,491
	受給者数	58	101	159	488
	一人当たり給付費	26,605	17,016	43,621	41,649
通所サービス計	給付費	3,983,654	5,887,350	9,871,004	50,087,944
	受給者数	115	191	306	623
	一人当たり給付費	34,640	30,824	65,464	80,398
総計	給付費			13,132,694	70,412,435
	受給者数			465	1,111
	一人当たり給付費		(一月当たり)	28,242	63,378

	×12か月	×12か月
(一年あたり)	338,908	760,530
	42,364	95,066

◆益城町介護予防・日常生活支援総合事業 実施委託料

通所型サービスA (はつらつ教室・保健福祉センター型) ※利用者5名(平均)の場合	委託料①	392,000	※6か月で卒業
	利用者負担額②	30,000	
	事業費(①-②)	362,000	
	受給者数	5	
	一人当たり給付費	72,400	
通所型サービスC (はつらつ教室・事業所型)	委託料①	126,000	※3か月で卒業
	利用者負担額②	6,000	
	事業費(①-②)	120,000	
	受給者数	1	
	一人当たり給付費	120,000	
通所型サービスC (栄養指導)	委託料①	38,000	※3か月で卒業
	利用者負担額②	1,000	
	事業費(①-②)	37,000	
	受給者数	1	
	一人当たり給付費	37,000	
通所型サービスC (口腔機能の向上教室)	委託料①	46,000	※4か月で卒業
	利用者負担額②	1,000	
	事業費(①-②)	45,000	
	受給者数	1	
	一人当たり給付費	45,000	

